公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　保安工業株式会社　榊原　秀機　東京都中央区日本橋本石町３―２―４　国土交通大臣許可（般・特―17）第4140号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、電気通信工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　帝国石油株式会社　椙岡　雅俊　東京都渋谷区幡ヶ谷１―31―10　国土交通大臣許可（特―19）第19747号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、鋼構造物工事業及びさく井工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＦＥ工建株式会社　嶋田　正大　神奈川県横浜市鶴見区小野町88　国土交通大臣許可（特―19）第2442号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＦＥ環境ソリューションズ株式会社　腰原　敏夫　神奈川県横浜市鶴見区弁天町３―７　国土交通大臣許可（特―16）第14681号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＦＥエレテック株式会社　山田　秀登　神奈川県横浜市鶴見区弁天町３　国土交通大臣許可（般・特―20）第16243号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住友金属工業株式会社　友野　　宏　東京都中央区晴海１―８―11　国土交通大臣許可（特―19）第2223号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日立ハウステック東日本　五十嵐　稔　東京都板橋区板橋１―42―２　国土交通大臣許可（般―17）第16343号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　いずみテクノス株式会社　中間　太麓　東京都杉並区荻窪４―32―５　国土交通大臣許可（般―16）第17059号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 22 日

関東地方整備局長　菊川　　滋